

トールフリー規約

株式会社ラピッドテレコム（以下、「当社」といいます。）は、ラピッド光電話（当社ラピッド光電話 サービス契約約款に規定するサービス）の付帯サービスとして、トールフリーサービス（以下、「本サービス」といいます。）を以下の条件で提供します。

1. (提供条件)

- 1) 本サービスの契約が可能な回線は、ラピッド光電話をご利用の契約者回線のうち電気通信番号規則第9条第1項第1号に規定する固定端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号で当社が付与する本サービス用の03番号（以下、「本サービス用03番号」といいます。）を利用するものに限りです。
- 2) 当社は、本サービス用の着信課金用電話番号として0120番号または0800番号（以下、「トールフリー番号」といいます。）を付与します。
- 3) 本サービスの利用には、トールフリー番号1つにつき、裏番号としてラピッド光電話で発着信に利用可能な本サービス用03番号が1つ、当該トールフリー番号を割り当てるラピッド光電話ユーザーアカウントが1つ必要です。
- 4) 当社が提供するトールフリー番号および本サービス用03番号に対して発信可能な事業者・回線サービスは、KDDI株式会社のフリーコールDX (<http://www.kddi.com/business/cloud-network-voice/voice/free-call-dx/circuit/>) に準じておりますので、通信事業者または回線種別によっては、着信できない場合があります。
また、トールフリー番号への国際電話からの着信はできません。
タウンページ・ハローページへの番号掲載や、「104」での番号案内もできません。
※ タウンページ・ハローページはNTTの登録商標です。
- 5) 当社が提供するトールフリー番号および本サービス用03番号から発信可能な番号は、KDDI光ダイレクトの接続可否番号一覧 (http://media3.kddi.com/extlib/files/business/ip_phone/pdf/ichiran.pdf) に準じます。ただし、緊急通報用電話番号（110番、119番、118番）や3桁特番への発信はできません。
- 6) 本サービスの利用期間は、最低6ヶ月（以下、「最低利用期間」といいます。）とします。最低利用期間内に解約した場合は、残余期間の月額基本料を支払うものとします。
- 7) 解約した場合、一定期間を経過せずに同じ番号での再利用はできません。
- 8) 番号ポータビリティ（ご利用中の0120または0800番号をトールフリー番号へ移転）の場合、KDDI株式会社の0120または0800番号はトールフリー番号へ移転することができません。番号ポータビリティは他事業者間で可能なサービスである為KDDI間での契約変更はできません。

2. (料金)

- 1) 料金詳細は、ラピッド光電話トールフリーの WEB サイトでご確認下さい。
- 2) 月額利用料金の日割り計算は行ないません。
- 3) 公衆電話からの通話 45 円 (税抜き) / 1 分と高額の為、許容しないを標準としております。

3. (料金支払方法等)

- 1) 本サービスの利用料金の支払方法は、ご契約のラピッド光電話の支払方法と同様とします。
- 2) ①前1) の定めにかかわらず、当社都合により、本サービスの利用料金の支払方法を、当社指定口座へ振込みされた前受金からの引落としとすることがあります。
 - ②前①の場合、初回振込料金 (前受金) は、トールフリー番号 1 つにつき、5 万円以上となります。
 - ③前受金額の 7 割を利用された時点で、当社から請求書を発行し、契約者は追加の前受金を支払うものとします。
 - ④請求書の発行日より起算して 5 営業日以内に前受金のお支払いがなかった場合、当社は本サービスを停止することができるものとします。
 - ⑤前受金は、本サービスの解約時に利用料金を精算し返還すべき金額がある場合、解約申込日の属する月の翌々月末日までに返金します。

4. (導入期間)

申込日から、最短 20 営業日とします。なお、初めての申し込みの場合で前 3 項 2) に該当するときは、初回振込料金のお支払いがあったことを確認した日を申込日として取扱います。

5. (申し込みに必要な書類)

- 1) 会社の登記簿謄本 (ラピッド光電話申し込みと兼で済み)
- 2) ご担当者様の身分証明書 (ラピッド光電話申し込みと兼で済み)
- 3) 本サービスの利用方法を記載したもの
- 4) 本サービスの利用予想トラフィック (通話分数) または料金

6. (規約の変更)

本規約(料金を含む)は、予告なく変更されることがあります。

7. (準用)

本サービスについて、本規約に規定のない事項につき、ラピッド光電話サービス契約約款提供規約の規定を準用します。

附則

(実施日)

本規約は、平成 26 年 12 月 1 日より実施します。

(改訂)

平成 27 (2015) 年 7 月 17 日改訂